

嘉手納町各種競技等の県外等派遣に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民及び運動競技団体が学校教育活動以外の運動競技で県外（国内に限る）及び県内離島に派遣される場合の補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の基準)

第2条 派遣の基準は、沖縄県スポーツ少年団若しくは公益財団法人沖縄県体育協会の加盟団体（以下「団体協」という。）が主催又は主管する沖縄県大会及び団体協から派遣を付与された地区大会において、優勝若しくは準優勝又は第1位若しくは第2位の成績により選抜された場合又は大会主催団体の選考基準により、沖縄県及び地区を代表して九州大会等への派遣決定がなされた場合とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町スポーツ少年団等に登録された町内の団体又は小学生及び中学生
- (2) 町教育委員会又は町体育施設利用に登録された町内の団体又は個人
- (3) 町外の団体に属している個人（第1号の小学生及び中学生が沖縄県等の選抜チームに選考された場合も含む）又は高校生

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において別紙支払基準により算出した額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 主催団体等から派遣費の補助等がある場合で、個人負担が発生しないときは、補助金を交付しない。
- (2) 主催団体等から派遣費の補助等がある場合で、算出した額を補助することにより個人負担が発生しないときは、算出した額からその額を控除した額とする。

(派遣の補助人数、回数及び対象期間)

第5条 派遣の補助人数は、大会要項に登録された人数とし、町内の団体は、監督、コーチ等においても選手に準ずるものとする。

- 2 派遣の補助回数は、同一年度において、同一団体又は個人につき1回とする。ただし、補助金を交付された九州大会等において優秀な成績を修め、主催団体から全国大会への出場権が付与された場合は、この限りでない。
- 3 派遣の補助対象期間は、大会の開会式当日から競技終了までとする。ただし、当該大会の日程により前泊又は後泊が必要とされる場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、嘉手納町各種競技等の県外等派遣に関する補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請に基づき補助金交付の交付を決定したときは、嘉手納町各種競技等の県外等派遣補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けたものは、大会終了後、速やかに嘉手納町各種競技等の県外等派遣補助金実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 補助金の交付を受けた者が、その目的以外に使用又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別紙（第4条関係）

〔 支 払 基 準 〕

第1条 要綱第3条第1号に規定する町内の団体又は小学生及び中学生の補助金の額は、次のとおりとする。

1 （県外）

- イ 航空賃・・・・・・・・・・・・・・・・利用可能で最も有利な割引料金により算出した額の50%
- ロ 宿泊費（夕食、朝食を含む）・・・・大会要綱による実費（1人1泊7,000円を限度とする。）
- ハ 昼食代・・・・・・・・・・・・・・・・大会要項による実費（800円を限度とする×大会日数）

2 （県内離島）

- イ 航空賃・・・・・・・・・・・・・・・・利用可能で最も有利な割引料金により算出した額の50%
- ロ 宿泊費（夕食、朝食を含む）・・・・大会要綱による実費（1人1泊7,000円を限度とする。）
- ハ 昼食代・・・・・・・・・・・・・・・・大会要項による実費（500円を限度とする×大会日数）

第2条 要綱第3条第2号及び第3号に規定する補助金の額は、次のとおりとする。

1 （県外及び県内離島）

- イ 要綱第3条第2号に規定する町内の団体又は個人・・・・利用可能で最も有利な割引料金により算出した航空賃の50%又は当該航空賃が20,000円に満たない場合は、20,000円とする。

2 （県外及び県内離島）

- イ 要綱第3条第3号に規定する町外の団体に属している個人（要綱第3条第1号の小学生及び中学生が沖縄県等の選抜チームに選考された場合も含む）又は高校生・・・・20,000円

備考 派遣された大会後の補助金交付申請は、受け付けない。ただし、特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

嘉手納町長 殿

住 所 嘉手納町
団 体 名
代表者名 ⑩
(個人の場合は個人名) ⑩
連 絡 先

嘉手納町各種競技等の県外等派遣に関する補助金交付申請書

嘉手納町各種競技等の県外等派遣に関する補助金交付要綱第6条に基づき、補助金を交付して下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 大会要綱
- 2 選手名簿
- 3 代表権の写し
- 4 経費の一覧表
- 5 主催団体等からの派遣費の補助等の有無
- 6 町民であることが分かる書類
- 7 その他町長が必要とする書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

嘉手納町長

嘉手納町各種競技等の県外等派遣に関する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付については、嘉手納町各種競技等の県外等派遣に関する補助金交付要綱第7条の規定により、
派遣補助金として、 年度の一般会計予算から金 円を交付する。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

嘉手納町長 殿

住 所
団 体 名
代表者名 ⑩
(個人の場合は個人名) ⑩

嘉手納町各種競技等の県外等派遣に関する実績報告書

嘉手納町各種競技等の県外等派遣に関する補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 大会名：
- 2 開催場所：
- 3 大会期日：
- 4 派遣期間：
- 5 競技結果：(組合せ表に朱書又は朱線)
- 6 参加人数：
- 7 補助金額：